



2014年7月15日

各 位

会社名 第一生命保険株式会社
 代表者名 代表取締役社長 渡邊 光一郎
 (コード番号: 8750 東証第一部)
 問合せ先 経営企画部 I R 室
 (TEL 050-3780-6930)

発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

第一生命保険株式会社(社長 渡邊 光一郎、以下「当社」という。)は、2014年7月3日開催の取締役会において決議しました新株式発行及び当社株式の売出しに関し、発行価格及び売出価格等を下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行

| | |
|-----------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 下記①乃至③の合計による当社普通株式 184,900,000 株 |
| | ① 国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 86,000,000 株 |
| | ② 海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 86,000,000 株 |
| | ③ 海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 12,900,000 株 |
| (2) 発行価格(募集価格) (注) 1. | 1株につき 1,401円 |
| (3) 発行価格の総額 (注) 2. | 259,044,900,000円 |
| (4) 払込金額 (注) 1. | 1株につき 1,343.20円 |
| (5) 払込金額の総額 (注) 2. | 248,357,680,000円 |
| (6) 増加する資本金及び資本準備金の額 (注) 2. | 増加する資本金の額 124,178,840,000円 増加する資本準備金の額 124,178,840,000円 |
| (7) 申込期間(国内一般募集) | 2014年7月16日(水)～2014年7月17日(木) |
| (8) 払込期日 | 2014年7月23日(水) |

- (注) 1. 引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格(募集価格)で募集を行います。
 2. 海外引受会社が上記(1)③に記載の権利を全て行使した場合の数字です。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

| | | |
|-------------------|---------------------------------------|---------------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | | 当社普通株式 12,900,000 株 |
| (2) 売 出 価 格 | 1 株につき | 1,401 円 |
| (3) 売 出 価 格 の 総 額 | | 18,072,900,000 円 |
| (4) 申 込 期 間 | 2014 年 7 月 16 日(水)～2014 年 7 月 17 日(木) | |
| (5) 受 渡 期 日 | 2014 年 7 月 24 日(木) | |

3. 第三者割当による新株式発行（以下「本件第三者割当増資」という。）

| | | |
|--------------------------|--------------------|-----------------------|
| (1) 払 込 金 額 | 1 株につき | 1,343.20 円 |
| (2) 払 込 金 額 の 総 額 | | (上限) 17,327,280,000 円 |
| (3) 増加する資本金及び 資本準備金の額 | 増加する資本金の額 | (上限) 8,663,640,000 円 |
| | 増加する資本準備金の額 | (上限) 8,663,640,000 円 |
| (4) 申込期間（申込期日） | 2014 年 8 月 18 日(月) | |
| (5) 払 込 期 日 | 2014 年 8 月 19 日(火) | |

<ご参考>

1. 発行価格及び売出価格の算定

| | | |
|-----------------|--------------------|---------|
| (1) 算定基準日及びその価格 | 2014 年 7 月 15 日(火) | 1,445 円 |
| (2) ディスカウント率 | | 3.04% |

2. シンジケートカバー取引期間

2014 年 7 月 18 日(金)から 2014 年 8 月 12 日(火)まで

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

3. 今回の調達資金の使途

国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限 264,158,680,000 円については、米国の生命保険グループである Protective Life Corporation（以下「プロテクティブ社」という。）の買収のための資金に全額を充当する予定です。当社は、2014年6月4日開催の取締役会においてプロテクティブ社を買収し完全子会社とすること（以下「本買収」という。）について決議し、同社との間で、同日、本買収のために設立した当社の米国子会社との間の合併に関する契約を締結しています。当該契約に基づき、当社は、プロテクティブ社を総額約 5,708 百万米ドル（1米ドル=102円として約 5,822 億円）の金銭を対価として買収する手続きを開始し、同社を完全子会社化する予定です。

本買収は、2014年8月から2014年9月頃の開催が想定されるプロテクティブ社の株主総会において承認が得られること及び規制当局の許認可その他の必要な手続きが完了すること等を条件に、2014年12月から2015年1月頃に完了する見込みです。

なお、本買収が不成立となった場合には、当該手取金については、本買収に代わる買収のための資金に充当するよう努めますが、そのような買収を実行できないときには、当該手取金の全部又は一部を、投融資（有価証券、貸付、不動産等での運用、当社グループの事業を補完する若しくは当社グループの事業とシナジーがあると判断した事業若しくはサービスへの投資又はこれらの取得を含みます。）、債務の返済、運転資金（事業費支出等）及び設備投資（情報システムへの投資を含みます。）に充当する予定です。従って、本買収が不成立となった場合には、当社は、当該手取金の使途に対して広範な裁量を有することになり、その使途によっては、当社の株主価値の増加又は維持に寄与しない可能性があります。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。